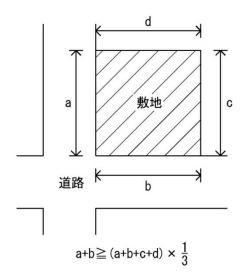
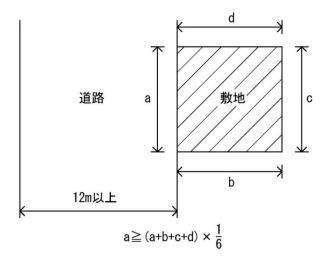
建蔽率の緩和について

建築基準法第53条第3項第二号の規定により特定行政庁(本市)が指定する敷地は下記のとおり。 下記の一に該当する場合は、建蔽率の数値に1/10を加えることができる。

(1) 敷地境界線の全長の3分の1以上が道路、公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地



(2) 敷地境界線の全長の6分の1以上が幅員12メートル以上の道路に接する敷地



(3) 敷地境界線の全長の6分の1以上が道路に接し、かつ、その道路を隔てて公園、広場、水面その他これらに類するものがあり、その道路及びこれらの幅員の合計が12メートル以上である敷地

